

表題部 (土地の表示)		調製	昭和63年10月6日	不動産番号	0114000033777
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所在	板橋区下赤塚町			余白	
	板橋区赤塚二丁目			昭和四四年参月壹日町区域町名変更 昭和四四年参月壹日登記	
	板橋区赤塚二丁目			平成24年5月7日変更 平成24年5月7日登記	
①地番	②地目	③地積 m <sup>2</sup>		原因及びその日付〔登記の日付〕	
式〇参七番式〇	宅地	0 49		式〇参七番壹五から分筆 〔昭和参八年壹月式四日〕	
余白	余白	余白		昭和六参年法務省令第参七号附則第式条第式項の規定により移記 昭和六参年壹〇月六日	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	昭和38年2月14日 第4211号	原因 同月壹日売買 所有者 板橋区下赤塚町式〇参七番地 三浦一郎 順位式番の登記を移記
	付記1号 壹番登記名義人表示変更	昭和57年4月17日 第20397号	原因 昭和四四年参月壹日住居表示実施 住所 板橋区赤塚二丁目四〇番壹参号 順位式番付記壹号の登記を移記
	余白	余白	昭和六参年法務省令第参七号附則第式条第式項の規定により移記 昭和六参年壹〇月六日
2	所有権移転	平成3年5月15日 第15187号	原因 昭和57年10月18日相続 共有者 板橋区赤塚二丁目40番13号 持分4分の2 三浦志ん 板橋区赤塚二丁目40番13号 4分の1 三浦静枝 杉並区成田西一丁目28番1号 4分の1 大森由紀子
	付記1号 2番登記名義人表示変更	平成11年12月14日 第38076号	原因 平成5年4月9日住所移転 共有者大森由紀子の住所 山梨県南都留郡河口 湖町河口2423番地のんびれっじ河口湖
3	三浦静枝持分全部移転	平成3年5月15日 第15188号	原因 昭和58年12月29日相続 共有者 板橋区赤塚二丁目40番13号 持分24分の3 三浦律夫 板橋区赤塚二丁目40番13号 24分の1

\* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
付記1号			三浦康子 板橋区赤塚二丁目40番13号 24分の1 三浦規子 板橋区赤塚二丁目40番13号 24分の1 三浦ゆう子
	3番登記名義人住所変更	令和4年7月6日 第20635号	原因 平成30年2月6日住所移転 共有者三浦康子の住所 埼玉県東松山市松本町一丁目8番16号 共有者三浦規子の住所 埼玉県東松山市松本町一丁目8番16号 共有者三浦ゆう子の住所 埼玉県東松山市松本町一丁目8番16号
付記1号	4	平成12年3月24日 第9571号	原因 平成11年11月2日相続 共有者 板橋区赤塚二丁目40番13号 持分6分の1 三浦康子 板橋区赤塚二丁目40番13号 6分の1 三浦規子 板橋区赤塚二丁目40番13号 6分の1 三浦ゆう子
	4番登記名義人住所変更	令和4年7月6日 第20635号	原因 平成30年2月6日住所移転 共有者三浦康子の住所 埼玉県東松山市松本町一丁目8番16号 共有者三浦規子の住所 埼玉県東松山市松本町一丁目8番16号 共有者三浦ゆう子の住所 埼玉県東松山市松本町一丁目8番16号
付記1号	5	平成12年3月24日 第9572号	原因 平成12年1月29日売買 共有者 板橋区赤塚二丁目40番13号 持分12分の1 三浦康子 板橋区赤塚二丁目40番13号 12分の1 三浦規子 板橋区赤塚二丁目40番13号 12分の1 三浦ゆう子
	5番登記名義人住所変更	令和4年7月6日 第20635号	原因 平成30年2月6日住所移転 共有者三浦康子の住所 埼玉県東松山市松本町一丁目8番16号 共有者三浦規子の住所 埼玉県東松山市松本町一丁目8番16号 共有者三浦ゆう子の住所 埼玉県東松山市松本町一丁目8番16号
6	三浦律夫持分全部移転	令和4年7月6日 第20636号	原因 令和3年4月30日相続 共有者 埼玉県東松山市松本町一丁目8番16号 持分24分の1

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
			三浦康子 埼玉県東松山市松本町一丁目8番16号 24分の1 三浦規子 埼玉県東松山市松本町一丁目8番16号 24分の1 三浦ゆう子
7	共有者全員持分全部移転	令和5年7月14日 第24940号	原因 令和5年7月14日売買 所有者 東京都杉並区西荻北二丁目1番11号 株式会社三栄建築設計
8	所有権移転	令和5年7月31日 第26890号	原因 令和5年7月31日売買 所有者 東京都板橋区赤塚五丁目5番5号 株式会社スマイルエコ

## 権利部(乙区) (所有権以外の権利に関する事項)

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	抵当権設定	昭和57年4月17日 第20398号	原因 昭和五六年九月式吉日住宅ローン保証保 険契約による求償債権昭和五七年四月七日 設定 債権額 金六百零拾万円 損害金 年零四・六% 債務者 板橋区赤塚二丁目四〇番零参号 三浦律夫 抵当権者 東京都中央区日本橋二丁目式番零〇 号 日本火災海上保険株式会社 共同担保 目録(2)第四四四号 順位参番の登記を移記
	余白	余白	昭和六参年法務省令第参七号附則第式条第式項 の規定により移記 昭和六参年零〇月六日
2	1番抵当権抹消	令和4年12月8日 第38122号	原因 平成19年3月20日解除
3	抵当権設定	令和5年7月31日 第26891号	原因 令和5年7月31日金銭消費貸借同日設 定 債権額 金3,500万円 利息 年3・80%(年365日の日割計算) 損害金 年14・0% 債務者 東京都板橋区赤塚五丁目5番5号 株式会社スマイルエコ 抵当権者 東京都豊島区東池袋三丁目1番1号 株式会社ゼンファンデックス 共同担保 目録(4)第1376号



これは登記記録に記載されている事項の全部を証明した書面である。

(東京法務局板橋出張所管轄)

令和5年8月10日

東京法務局練馬出張所

登記官

荒井 義 明



\* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 K23013 - ( - 1 / 1 )

4 / 4

表題部 (土地の表示)		調製	昭和63年10月6日	不動産番号	0114000033769
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所在	板橋区下赤塚町			余白	
	板橋区赤塚二丁目			昭和四四年参月壹日町区域町名変更 昭和四四年参月壹日登記	
	板橋区赤塚二丁目			平成24年5月7日変更 平成24年5月7日登記	
①地番	②地目	③地積 m <sup>2</sup>		原因及びその日付〔登記の日付〕	
式〇参七番壹式	宅地	1 9 5		式〇参七番壹から分筆 〔昭和参七年壹月七日〕	
余白	余白	余白		昭和六参年法務省令第参七号附則第式条第式項 の規定により移記 昭和六参年壹〇月六日	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	昭和38年2月14日 第4211号	原因 同月壹日売買 所有者 板橋区下赤塚町式〇参七番地 三浦一郎 順位式番の登記を移記
	付記1号	宅番登記名義人表示変更 昭和57年4月17日 第20397号	原因 昭和四四年参月壹日住居表示実施 住所 板橋区赤塚二丁目四〇番参号 順位式番付記壹号の登記を移記
	余白	余白	昭和六参年法務省令第参七号附則第式条第式項 の規定により移記 昭和六参年壹〇月六日
2	所有権移転	平成3年5月15日 第15187号	原因 昭和57年10月18日相続 共有者 板橋区赤塚二丁目40番13号 持分4分の2 三浦志ん 板橋区赤塚二丁目40番13号 4分の1 三浦静枝 杉並区成田西一丁目28番1号 4分の1 大森由紀子
	付記1号	2番登記名義人表示変更 平成11年12月14日 第38076号	原因 平成5年4月9日住所移転 共有者大森由紀子の住所 山梨県南都留郡河口 湖町河口2423番地のんびれっじ河口湖
3	三浦静枝持分全部移転	平成3年5月15日 第15188号	原因 昭和58年12月29日相続 共有者 板橋区赤塚二丁目40番13号 持分24分の3 三浦律夫 板橋区赤塚二丁目40番13号 24分の1

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
			三浦康子 板橋区赤塚二丁目40番13号 24分の1 三浦規子 板橋区赤塚二丁目40番13号 24分の1 三浦ゆう子
付記1号	3番登記名義人住所変更	令和4年7月6日 第20635号	原因 平成30年2月6日住所移転 共有者三浦康子の住所 埼玉県東松山市松本町一丁目8番16号 共有者三浦規子の住所 埼玉県東松山市松本町一丁目8番16号 共有者三浦ゆう子の住所 埼玉県東松山市松本町一丁目8番16号
4	三浦志ん持分全部移転	平成12年3月24日 第9571号	原因 平成11年11月2日相続 共有者 板橋区赤塚二丁目40番13号 持分6分の1 三浦康子 板橋区赤塚二丁目40番13号 6分の1 三浦規子 板橋区赤塚二丁目40番13号 6分の1 三浦ゆう子
付記1号	4番登記名義人住所変更	令和4年7月6日 第20635号	原因 平成30年2月6日住所移転 共有者三浦康子の住所 埼玉県東松山市松本町一丁目8番16号 共有者三浦規子の住所 埼玉県東松山市松本町一丁目8番16号 共有者三浦ゆう子の住所 埼玉県東松山市松本町一丁目8番16号
5	大森由紀子持分全部移転	平成12年3月24日 第9572号	原因 平成12年1月29日売買 共有者 板橋区赤塚二丁目40番13号 持分12分の1 三浦康子 板橋区赤塚二丁目40番13号 12分の1 三浦規子 板橋区赤塚二丁目40番13号 12分の1 三浦ゆう子
付記1号	5番登記名義人住所変更	令和4年7月6日 第20635号	原因 平成30年2月6日住所移転 共有者三浦康子の住所 埼玉県東松山市松本町一丁目8番16号 共有者三浦規子の住所 埼玉県東松山市松本町一丁目8番16号 共有者三浦ゆう子の住所 埼玉県東松山市松本町一丁目8番16号
6	三浦律夫持分全部移転	令和4年7月6日 第20636号	原因 令和3年4月30日相続 共有者 埼玉県東松山市松本町一丁目8番16号 持分24分の1

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
			三浦康子 埼玉県東松山市松本町一丁目8番16号 24分の1 三浦規子 埼玉県東松山市松本町一丁目8番16号 24分の1 三浦ゆう子
7	共有者全員持分全部移転	令和5年7月14日 第24940号	原因 令和5年7月14日売買 所有者 東京都杉並区西荻北二丁目1番11号 株式会社三栄建築設計
8	所有権移転	令和5年7月31日 第26890号	原因 令和5年7月31日売買 所有者 東京都板橋区赤塚五丁目5番5号 株式会社スマイルエコ

## 権利部(乙区) (所有権以外の権利に関する事項)

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	抵当権設定	昭和57年4月17日 第20398号	原因 昭和五六年九月式老日住宅ローン保証保 険契約による求償債権昭和五七年四月老七日 設定 債権額 金六百老拾万円 損害金 年老四・六% 債務者 板橋区赤塚二丁目四〇番老参号 三浦律夫 抵当権者 東京都中央区日本橋二丁目式番老〇 号 日本火災海上保険株式会社 共同担保 目録(乙)第四四四号 順位参番の登記を移記
	余白	余白	昭和六参年法務省令第参七号附則第式条第式項 の規定により移記 昭和六参年老〇月六日
2	1番抵当権抹消	令和4年12月8日 第38122号	原因 平成19年3月20日解除
3	抵当権設定	令和5年7月31日 第26891号	原因 令和5年7月31日金銭消費貸借同日設 定 債権額 金3,500万円 利息 年3・80%(年365日の日割計算) 損害金 年14・0% 債務者 東京都板橋区赤塚五丁目5番5号 株式会社スマイルエコ 抵当権者 東京都豊島区東池袋三丁目1番1号 株式会社セゾンファンデックス 共同担保 目録(乙)第1376号



これは登記記録に記載されている事項の全部を証明した書面である。

(東京法務局板橋出張所管轄)

令和5年8月10日  
東京法務局練馬出張所

登記官

荒井 義 明



\* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 K23011 (1/1)

4/4



表題部 (土地の表示)		調製	昭和63年10月6日	不動産番号	0114000033767
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所在	板橋区下赤塚町			余白	
	板橋区赤塚二丁目			昭和四四年参月壹日町区域町名変更 昭和四四年参月壹日登記	
	板橋区赤塚二丁目			平成24年5月7日変更 平成24年5月7日登記	
①地番	②地目	③地積 m <sup>2</sup>		原因及びその日付〔登記の日付〕	
式〇参七番壹〇	宅地	9.02		式〇参七番六から分筆 〔昭和参七年壹月七日〕	
余白	余白	余白		昭和六参年法務省令第参七号附則第贰条第贰項 の規定により移記 昭和六参年壹〇月六日	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)				
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項	
1	所有権移転	昭和38年2月14日 第4211号	原因 同月壹日売買 所有者 板橋区下赤塚町式〇参七番地 三浦一郎 順位式番の登記を移記	
	付記1号	参番登記名義人表示変更	昭和57年4月17日 第20397号	原因 昭和四四年参月壹日住居表示実施 住所 板橋区赤塚二丁目四〇番参号 順位式番付記号の登記を移記
		余白	余白	昭和六参年法務省令第参七号附則第贰条第贰項 の規定により移記 昭和六参年壹〇月六日
2	所有権移転	平成3年5月15日 第15187号	原因 昭和57年10月18日相続 共有者 板橋区赤塚二丁目40番13号 持分4分の2 三浦志ん 板橋区赤塚二丁目40番13号 4分の1 三浦静枝 杉並区成田西一丁目28番1号 4分の1 大森由紀子	
	付記1号	2番登記名義人表示変更	平成11年12月14日 第38076号	原因 平成5年4月9日住所移転 共有者大森由紀子の住所 山梨県南都留郡河口 湖町河口2423番地のんびれっじ河口湖
3	三浦静枝持分全部移転	平成3年5月15日 第15188号	原因 昭和58年12月29日相続 共有者 板橋区赤塚二丁目40番13号 持分24分の3 三浦律夫 板橋区赤塚二丁目40番13号 24分の1	

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
付記1号			三浦康子 板橋区赤塚二丁目40番13号 24分の1 三浦規子 板橋区赤塚二丁目40番13号 24分の1 三浦ゆう子
	3番登記名義人住所変更	令和4年7月6日 第20635号	原因 平成30年2月6日住所移転 共有者三浦康子の住所 埼玉県東松山市松本町一丁目8番16号 共有者三浦規子の住所 埼玉県東松山市松本町一丁目8番16号 共有者三浦ゆう子の住所 埼玉県東松山市松本町一丁目8番16号
4	三浦志ん持分全部移転	平成12年3月24日 第9571号	原因 平成11年11月2日相続 共有者 板橋区赤塚二丁目40番13号 持分6分の1 三浦康子 板橋区赤塚二丁目40番13号 6分の1 三浦規子 板橋区赤塚二丁目40番13号 6分の1 三浦ゆう子
	付記1号	令和4年7月6日 第20635号	原因 平成30年2月6日住所移転 共有者三浦康子の住所 埼玉県東松山市松本町一丁目8番16号 共有者三浦規子の住所 埼玉県東松山市松本町一丁目8番16号 共有者三浦ゆう子の住所 埼玉県東松山市松本町一丁目8番16号
5	大森由紀子持分全部移転	平成12年3月24日 第9572号	原因 平成12年1月29日売買 共有者 板橋区赤塚二丁目40番13号 持分12分の1 三浦康子 板橋区赤塚二丁目40番13号 12分の1 三浦規子 板橋区赤塚二丁目40番13号 12分の1 三浦ゆう子
	付記1号	令和4年7月6日 第20635号	原因 平成30年2月6日住所移転 共有者三浦康子の住所 埼玉県東松山市松本町一丁目8番16号 共有者三浦規子の住所 埼玉県東松山市松本町一丁目8番16号 共有者三浦ゆう子の住所 埼玉県東松山市松本町一丁目8番16号
6	三浦律夫持分全部移転	令和4年7月6日 第20636号	原因 令和3年4月30日相続 共有者 埼玉県東松山市松本町一丁目8番16号 持分24分の1

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
			三浦康子 埼玉県東松山市松本町一丁目8番16号 24分の1 三浦規子 埼玉県東松山市松本町一丁目8番16号 24分の1 三浦ゆう子
7	共有者全員持分全部移転	令和5年7月14日 第24940号	原因 令和5年7月14日売買 所有者 東京都杉並区西荻北二丁目1番11号 株式会社三栄建築設計
8	所有権移転	令和5年7月31日 第26890号	原因 令和5年7月31日売買 所有者 東京都板橋区赤塚五丁目5番5号 株式会社スマイルエコ

## 権利部(乙区) (所有権以外の権利に関する事項)

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	抵当権設定	昭和57年4月17日 第20398号	原因 <u>昭和五六年九月式老日住宅ローン保証保 険契約による求償債権昭和五七年四月廿七日 設定</u> 債権額 <u>金六百零拾万円</u> 損害金 <u>年零四・六%</u> 債務者 <u>板橋区赤塚二丁目四〇番参号</u> <u>三浦律夫</u> 抵当権者 <u>東京都中央区日本橋二丁目貳番零〇 号</u> <u>日本火災海上保険株式会社</u> 共同担保 <u>目録(乙)第四四四号</u> 順位参番の登記を移記
	余白	余白	昭和六参年法務省令第参七号附則第貳条第貳項 の規定により移記 昭和六参年零〇月六日
2	1番抵当権抹消	令和4年12月8日 第38122号	原因 平成19年3月20日解除
3	抵当権設定	令和5年7月31日 第26891号	原因 令和5年7月31日金銭消費貸借同日設 定 債権額 金3,500万円 利息 年3・80%(年365日の日割計算) 損害金 年14・0% 債務者 東京都板橋区赤塚五丁目5番5号 株式会社スマイルエコ 抵当権者 東京都豊島区東池袋三丁目1番1号 株式会社セゾンファンデックス 共同担保 目録(乙)第1376号



これは登記記録に記載されている事項の全部を証明した書面である。

(東京法務局板橋出張所管轄)

令和5年8月10日

東京法務局練馬出張所

登記官

荒井 義 明



\* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 K23009 ( 1 / 1 )

4 / 4

表題部 (土地の表示)		調製	昭和63年10月6日	不動産番号	0114000033776
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所在	板橋区下赤塚町			余白	
	板橋区赤塚二丁目			昭和四四年参月壹日町区域町名変更 昭和四四年参月壹日登記	
	板橋区赤塚二丁目			平成24年5月7日変更 平成24年5月7日登記	
①地番	②地目	③地積 m <sup>2</sup>		原因及びその日付〔登記の日付〕	
式〇参七番壹九	宅地	2 5 1		式〇参七番壹五から分筆 〔昭和参八年壹月肆日〕	
余白	余白	余白		昭和六参年法務省令第参七号附則第参条第参項 の規定により移記 昭和六参年壹〇月六日	

## 権利部 (甲区) (所有権に関する事項)

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	昭和38年2月14日 第4211号	原因 同月壹日売買 所有者 板橋区下赤塚町式〇参七番地 三浦一郎 順位式番の登記を移記
	付記1号 壹番登記名義人表示変更	昭和57年4月17日 第20397号	原因 昭和四四年参月壹日住居表示実施 住所 板橋区赤塚二丁目四〇番参号 順位式番付記壹号の登記を移記
	余白	余白	昭和六参年法務省令第参七号附則第参条第参項 の規定により移記 昭和六参年壹〇月六日
2	所有権移転	平成3年5月15日 第15187号	原因 昭和57年10月18日相続 共有者 板橋区赤塚二丁目40番13号 持分4分の2 三浦志ん 板橋区赤塚二丁目40番13号 4分の1 三浦静枝 杉並区成田西一丁目28番1号 4分の1 大森由紀子
	付記1号 2番登記名義人表示変更	平成11年12月14日 第38076号	原因 平成5年4月9日住所移転 共有者大森由紀子の住所 山梨県南都留郡河口 湖町河口2423番地のんびれっじ河口湖
3	三浦静枝持分全部移転	平成3年5月15日 第15188号	原因 昭和58年12月29日相続 共有者 板橋区赤塚二丁目40番13号 持分24分の3 三浦律夫 板橋区赤塚二丁目40番13号 24分の1

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
			三浦康子 板橋区赤塚二丁目40番13号 24分の1 三浦規子 板橋区赤塚二丁目40番13号 24分の1 三浦ゆう子
付記1号	3番登記名義人住所変更	令和4年7月6日 第20635号	原因 平成30年2月6日住所移転 共有者三浦康子の住所 埼玉県東松山市松本町一丁目8番16号 共有者三浦規子の住所 埼玉県東松山市松本町一丁目8番16号 共有者三浦ゆう子の住所 埼玉県東松山市松本町一丁目8番16号
4	三浦志ん持分全部移転	平成12年3月24日 第9571号	原因 平成11年11月2日相続 共有者 板橋区赤塚二丁目40番13号 持分6分の1 三浦康子 板橋区赤塚二丁目40番13号 6分の1 三浦規子 板橋区赤塚二丁目40番13号 6分の1 三浦ゆう子
付記1号	4番登記名義人住所変更	令和4年7月6日 第20635号	原因 平成30年2月6日住所移転 共有者三浦康子の住所 埼玉県東松山市松本町一丁目8番16号 共有者三浦規子の住所 埼玉県東松山市松本町一丁目8番16号 共有者三浦ゆう子の住所 埼玉県東松山市松本町一丁目8番16号
5	大森由紀子持分全部移転	平成12年3月24日 第9572号	原因 平成12年1月29日売買 共有者 板橋区赤塚二丁目40番13号 持分12分の1 三浦康子 板橋区赤塚二丁目40番13号 12分の1 三浦規子 板橋区赤塚二丁目40番13号 12分の1 三浦ゆう子
付記1号	5番登記名義人住所変更	令和4年7月6日 第20635号	原因 平成30年2月6日住所移転 共有者三浦康子の住所 埼玉県東松山市松本町一丁目8番16号 共有者三浦規子の住所 埼玉県東松山市松本町一丁目8番16号 共有者三浦ゆう子の住所 埼玉県東松山市松本町一丁目8番16号
6	三浦律夫持分全部移転	令和4年7月6日 第20636号	原因 令和3年4月30日相続 共有者 埼玉県東松山市松本町一丁目8番16号 持分24分の1

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
			三浦康子 埼玉県東松山市松本町一丁目8番16号 24分の1 三浦規子 埼玉県東松山市松本町一丁目8番16号 24分の1 三浦ゆう子
7	共有者全員持分全部移転	令和5年7月14日 第24940号	原因 令和5年7月14日売買 所有者 東京都杉並区西荻北二丁目1番11号 株式会社三栄建築設計
8	所有権移転	令和5年7月31日 第26890号	原因 令和5年7月31日売買 所有者 東京都板橋区赤塚五丁目5番5号 株式会社スマイルエコ

## 権利部(乙区) (所有権以外の権利に関する事項)

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	抵当権設定	昭和57年4月17日 第20398号	原因 <u>昭和五六年九月式日住宅ローン保証保 険契約による求償債権昭和五七年四月七日 設定</u> 債権額 <u>金六百零拾万円</u> 損害金 <u>年零四・六%</u> 債務者 <u>板橋区赤塚二丁目四〇番零参号 三浦律夫</u> 抵当権者 <u>東京都中央区日本橋二丁目式番零〇 号 日本火災海上保険株式会社</u> 共同担保 <u>目録(と)第四四四号</u> 順位参番の登記を移記
	<u>余白</u>	<u>余白</u>	昭和六参年法務省令第参七号附則第式条第式項 の規定により移記 昭和六参年零〇月六日
2	1番抵当権抹消	令和4年12月8日 第38122号	原因 平成19年3月20日解除
3	抵当権設定	令和5年7月31日 第26891号	原因 令和5年7月31日金銭消費貸借同日設 定 債権額 金3,500万円 利息 年3・80%(年365日の日割計算) 損害金 年14・0% 債務者 東京都板橋区赤塚五丁目5番5号 株式会社スマイルエコ 抵当権者 東京都豊島区東池袋三丁目1番1号 株式会社ゼンファンデックス 共同担保 目録(四)第1376号



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。

(東京法務局板橋出張所管轄)

令和5年8月10日  
東京法務局練馬出張所

登記官

荒井 義 明



\* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 K23012 (- 1 / 1 )

4 / 4



表題部 (土地の表示)		調製	昭和63年10月6日	不動産番号	0114000033768
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所在	板橋区下赤塚町			余白	
	板橋区赤塚二丁目			昭和四四年参月壹日町区域町名変更 昭和四四年参月壹日登記	
	板橋区赤塚二丁目			平成24年5月7日変更 平成24年5月7日登記	
①地番	②地目	③地積 m <sup>2</sup>		原因及びその日付〔登記の日付〕	
式〇参七番壹壹	宅地	11 17		式〇参七番壹から分筆 〔昭和参七年壹月七日〕	
余白	余白	余白		昭和六参年法務省令第参七号附則第贰条第贰項 の規定により移記 昭和六参年壹〇月六日	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	昭和38年2月14日 第4211号	原因 同月壹日売買 所有者 板橋区下赤塚町式〇参七番地 三浦一郎 順位式番の登記を移記
付記1号	壹番登記名義人表示変更	昭和57年4月17日 第20397号	原因 昭和四四年参月壹日住居表示実施 住所 板橋区赤塚二丁目四〇番壹参号 順位式番付記壹号の登記を移記
	余白	余白	昭和六参年法務省令第参七号附則第贰条第贰項 の規定により移記 昭和六参年壹〇月六日
2	所有権移転	平成3年5月15日 第15187号	原因 昭和57年10月18日相続 共有者 板橋区赤塚二丁目40番13号 持分4分の2 三浦志ん 板橋区赤塚二丁目40番13号 4分の1 三浦静枝 杉並区成田西一丁目28番1号 4分の1 大森由紀子
付記1号	2番登記名義人表示変更	平成11年12月14日 第38076号	原因 平成5年4月9日住所移転 共有者大森由紀子の住所 山梨県南都留郡河口 湖町河口2423番地のんびれっじ河口湖
3	三浦静枝持分全部移転	平成3年5月15日 第15188号	原因 昭和58年12月29日相続 共有者 板橋区赤塚二丁目40番13号 持分24分の3 三浦律夫 板橋区赤塚二丁目40番13号 24分の1

\* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
付記1号			三浦康子 板橋区赤塚二丁目40番13号 24分の1 三浦規子 板橋区赤塚二丁目40番13号 24分の1 三浦ゆう子
	3番登記名義人住所変更	令和4年7月6日 第20635号	原因 平成30年2月6日住所移転 共有者三浦康子の住所 埼玉県東松山市松本町一丁目8番16号 共有者三浦規子の住所 埼玉県東松山市松本町一丁目8番16号 共有者三浦ゆう子の住所 埼玉県東松山市松本町一丁目8番16号
付記1号	4	平成12年3月24日 第9571号	原因 平成11年11月2日相続 共有者 板橋区赤塚二丁目40番13号 持分6分の1 三浦康子 板橋区赤塚二丁目40番13号 6分の1 三浦規子 板橋区赤塚二丁目40番13号 6分の1 三浦ゆう子
	4番登記名義人住所変更	令和4年7月6日 第20635号	原因 平成30年2月6日住所移転 共有者三浦康子の住所 埼玉県東松山市松本町一丁目8番16号 共有者三浦規子の住所 埼玉県東松山市松本町一丁目8番16号 共有者三浦ゆう子の住所 埼玉県東松山市松本町一丁目8番16号
付記1号	5	平成12年3月24日 第9572号	原因 平成12年1月29日売買 共有者 板橋区赤塚二丁目40番13号 持分12分の1 三浦康子 板橋区赤塚二丁目40番13号 12分の1 三浦規子 板橋区赤塚二丁目40番13号 12分の1 三浦ゆう子
	5番登記名義人住所変更	令和4年7月6日 第20635号	原因 平成30年2月6日住所移転 共有者三浦康子の住所 埼玉県東松山市松本町一丁目8番16号 共有者三浦規子の住所 埼玉県東松山市松本町一丁目8番16号 共有者三浦ゆう子の住所 埼玉県東松山市松本町一丁目8番16号
6	三浦律夫持分全部移転	令和4年7月6日 第20636号	原因 令和3年4月30日相続 共有者 埼玉県東松山市松本町一丁目8番16号 持分24分の1

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
			三浦康子 埼玉県東松山市松本町一丁目8番16号 24分の1 三浦規子 埼玉県東松山市松本町一丁目8番16号 24分の1 三浦ゆう子
7	共有者全員持分全部移転	令和5年7月14日 第24940号	原因 令和5年7月14日売買 所有者 東京都杉並区西荻北二丁目1番11号 株式会社三栄建築設計
8	所有権移転	令和5年7月31日 第26890号	原因 令和5年7月31日売買 所有者 東京都板橋区赤塚五丁目5番5号 株式会社スマイルエコ

## 権利部(乙区) (所有権以外の権利に関する事項)

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	抵当権設定	昭和57年4月17日 第20398号	原因 昭和五六年九月式老日住宅ローン保証保 険契約による求償債権昭和五七年四月老七日 設定 債権額 金六百老拾万円 損害金 年老四・六% 債務者 板橋区赤塚二丁目四〇番老参号 三浦律夫 抵当権者 東京都中央区日本橋二丁目式番老〇 号 日本火災海上保険株式会社 共同担保 目録(乙)第四四四号 順位参番の登記を移記
	余白	余白	昭和六参年法務省令第参七号附則第式条第式項 の規定により移記 昭和六参年老〇月六日
2	1番抵当権抹消	令和4年12月8日 第38122号	原因 平成19年3月20日解除
3	抵当権設定	令和5年7月31日 第26891号	原因 令和5年7月31日金銭消費貸借同日設 定 債権額 金3,500万円 利息 年3・80%(年365日の日割計算) 損害金 年14・0% 債務者 東京都板橋区赤塚五丁目5番5号 株式会社スマイルエコ 抵当権者 東京都豊島区東池袋三丁目1番1号 株式会社ゼゾンファンデックス 共同担保 目録(乙)第1376号



これは登記記録に記載されている事項の全部を証明した書面である。

(東京法務局板橋出張所管轄)

令和5年8月10日

東京法務局練馬出張所

登記官

荒井 義明



\* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 K23010 ( 1 / 1 )

4 / 4

表題部 (土地の表示)		調製	昭和63年10月6日	不動産番号	0114000033766
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所在	板橋区下赤塚町			余白	
	板橋区赤塚二丁目			昭和四四年参月壹日町区域町名変更 昭和四四年参月壹日登記	
	板橋区赤塚二丁目			平成24年5月7日変更 平成24年5月7日登記	
①地番	②地目	③地積 m <sup>2</sup>		原因及びその日付〔登記の日付〕	
式〇参七番九	宅地	50 44		式〇参七番六から分筆 〔昭和参七年壹月七日〕	
余白	余白	余白		昭和六参年法務省令第参七号附則第贰条第贰項 の規定により移記 昭和六参年壹〇月六日	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	昭和38年2月14日 第4211号	原因 同月壹日売買 所有者 板橋区下赤塚町式〇参七番地 三浦 一郎 順位式番の登記を移記
	付記1号 壹番登記名義人表示変更	昭和57年4月17日 第20397号	原因 昭和四四年参月壹日住居表示実施 住所 板橋区赤塚二丁目四〇番参号 順位式番付記壹号の登記を移記
	余白	余白	昭和六参年法務省令第参七号附則第贰条第贰項 の規定により移記 昭和六参年壹〇月六日
2	所有権移転	平成3年5月15日 第15187号	原因 昭和57年10月18日相続 共有者 板橋区赤塚二丁目40番13号 持分4分の2 三浦 志 人 板橋区赤塚二丁目40番13号 4分の1 三浦 静 枝 杉並区成田西一丁目28番1号 4分の1 大森 由 紀 子
	付記1号 2番登記名義人表示変更	平成11年12月14日 第38076号	原因 平成5年4月9日住所移転 共有者大森由紀子の住所 山梨県南都留郡河口 湖町河口2423番地のんびれっじ河口湖
3	三浦静枝持分全部移転	平成3年5月15日 第15188号	原因 昭和58年12月29日相続 共有者 板橋区赤塚二丁目40番13号 持分24分の3 三浦 律 夫 板橋区赤塚二丁目40番13号 24分の1

\* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
付記1号			三浦康子 板橋区赤塚二丁目40番13号 24分の1 三浦規子 板橋区赤塚二丁目40番13号 24分の1 三浦ゆう子
	3番登記名義人住所変更	令和4年7月6日 第20635号	原因 平成30年2月6日住所移転 共有者三浦康子の住所 埼玉県東松山市松本町一丁目8番16号 共有者三浦規子の住所 埼玉県東松山市松本町一丁目8番16号 共有者三浦ゆう子の住所 埼玉県東松山市松本町一丁目8番16号
4	三浦志ん持分全部移転	平成12年3月24日 第9571号	原因 平成11年11月2日相続 共有者 板橋区赤塚二丁目40番13号 持分6分の1 三浦康子 板橋区赤塚二丁目40番13号 6分の1 三浦規子 板橋区赤塚二丁目40番13号 6分の1 三浦ゆう子
付記1号	4番登記名義人住所変更	令和4年7月6日 第20635号	原因 平成30年2月6日住所移転 共有者三浦康子の住所 埼玉県東松山市松本町一丁目8番16号 共有者三浦規子の住所 埼玉県東松山市松本町一丁目8番16号 共有者三浦ゆう子の住所 埼玉県東松山市松本町一丁目8番16号
5	大森由紀子持分全部移転	平成12年3月24日 第9572号	原因 平成12年1月29日売買 共有者 板橋区赤塚二丁目40番13号 持分12分の1 三浦康子 板橋区赤塚二丁目40番13号 12分の1 三浦規子 板橋区赤塚二丁目40番13号 12分の1 三浦ゆう子
付記1号	5番登記名義人住所変更	令和4年7月6日 第20635号	原因 平成30年2月6日住所移転 共有者三浦康子の住所 埼玉県東松山市松本町一丁目8番16号 共有者三浦規子の住所 埼玉県東松山市松本町一丁目8番16号 共有者三浦ゆう子の住所 埼玉県東松山市松本町一丁目8番16号
6	三浦律夫持分全部移転	令和4年7月6日 第20636号	原因 令和3年4月30日相続 共有者 埼玉県東松山市松本町一丁目8番16号 持分24分の1

\* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 K23008 - ( 1 / 1 )

2 / 4

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
			三浦康子 埼玉県東松山市松本町一丁目8番16号 24分の1 三浦規子 埼玉県東松山市松本町一丁目8番16号 24分の1 三浦ゆう子
7	共有者全員持分全部移転	令和5年7月14日 第24940号	原因 令和5年7月14日売買 所有者 東京都杉並区西荻北二丁目1番11号 株式会社三栄建築設計
8	所有権移転	令和5年7月31日 第26890号	原因 令和5年7月31日売買 所有者 東京都板橋区赤塚五丁目5番5号 株式会社スマイルエコ

## 権利部(乙区) (所有権以外の権利に関する事項)

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	抵当権設定	昭和57年4月17日 第20398号	原因 昭和五六年九月式宅日住宅ローン保証保 険契約による求償債権昭和五七年四月七日 設定 債権額 金六百零拾万円 損害金 年零四・六% 債務者 板橋区赤塚二丁目四〇番零参号 三浦律夫 抵当権者 東京都中央区日本橋二丁目式番零〇 号 日本火災海上保険株式会社 共同担保 目録(ト)第四四四号 順位参番の登記を移記
	余白	余白	昭和六参年法務省令第参七号附則第式条第式項 の規定により移記 昭和六参年零〇月六日
2	1番抵当権抹消	令和4年12月8日 第38122号	原因 平成19年3月20日解除
3	抵当権設定	令和5年7月31日 第26891号	原因 令和5年7月31日金銭消費貸借同日設 定 債権額 金3,500万円 利息 年3・80%(年365日の日割計算) 損害金 年14・0% 債務者 東京都板橋区赤塚五丁目5番5号 株式会社スマイルエコ 抵当権者 東京都豊島区東池袋三丁目1番1号 株式会社セゾンファンデックス 共同担保 目録(ト)第1376号

## 共同担保目録

記号及び番号	(ト)第444号	調製	平成4年11月12日
番号	担保の目的である権利の表示	順位番号	予備
1	板橋区赤塚二丁目 式〇参七番九の土地	1	平成24年5月7日変更(所在)

\* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 K23008 - ( - 1 / 1 )

3 / 4

番号	担保の目的である権利の表示	順位番号	予備
	板橋区赤塚二丁目 式〇参七番九の土地		令和4年12月8日受付第38122号抹消
2	板橋区赤塚二丁目 式〇参七番壹〇の土地 板橋区赤塚二丁目 式〇参七番壹〇の土地	1	平成24年5月7日変更(所在) 令和4年12月8日受付第38122号抹消
3	板橋区赤塚二丁目 式〇参七番壹壹の土地 板橋区赤塚二丁目 式〇参七番壹壹の土地	1	平成24年5月7日変更(所在) 令和4年12月8日受付第38122号抹消
4	板橋区赤塚二丁目 式〇参七番壹貳の土地 板橋区赤塚二丁目 式〇参七番壹貳の土地	1	平成24年5月7日変更(所在) 令和4年12月8日受付第38122号抹消
5	板橋区赤塚二丁目 式〇参七番壹参の土地 板橋区赤塚二丁目 式〇参七番壹参の土地	1	平成24年5月7日変更(所在) 令和4年12月8日受付第38122号抹消
6	板橋区赤塚二丁目 式〇参七番壹肆の土地 板橋区赤塚二丁目 式〇参七番壹肆の土地	1	平成24年5月7日変更(所在) 令和4年12月8日受付第38122号抹消
7	板橋区赤塚二丁目 式〇参七番地九、式〇参七番地壹壹 家屋番号 式〇参七番九の式の建物 板橋区赤塚二丁目 2037番地9、式〇参七番地壹壹 家屋番号 式〇参七番九の式の建物	2	平成24年5月7日変更(所在) 令和4年12月8日受付第38122号抹消
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第3条の規定により移記 平成4年11月12日
	余白	余白	令和4年12月8日全部抹消

共同担保目録			
記号及び番号	(注)第1376号	調製	令和5年7月31日
番号	担保の目的である権利の表示	順位番号	予備
1	板橋区赤塚二丁目 式〇参七番九の土地	3	余白
2	板橋区赤塚二丁目 式〇参七番壹壹の土地	3	余白
3	板橋区赤塚二丁目 式〇参七番壹〇の土地	3	余白
4	板橋区赤塚二丁目 式〇参七番壹参の土地	3	余白
5	板橋区赤塚二丁目 式〇参七番壹肆の土地	3	余白
6	板橋区赤塚二丁目 式〇参七番壹伍の土地	3	余白



これは登記記録に記載されている事項の全部を証明した書面である。

(東京法務局板橋出張所管轄)

令和5年8月10日

東京法務局練馬出張所

登記官

荒井 義明



\* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。